

保育料改定について

1. 経緯

保育認定に際し、標準時間（11時間保育）と短時間（8時間保育）に偏りが見られた。原因は、認定区分を利用者が選べることにあり、短時間を選ぶ理由については、保育料の差が大きすぎる（短時間を選び、かつ時間外保育を全部使っても尚、標準時間の保育料が高い）ことであると推量される。

この状況を是正するために時間外保育の料金設定も含めた保育料の改定が必要となった。

2. 現行保育料

現行保育料は、階層が上がるにつれ標準時間と短時間の差が大きくなる設定となっており第3階層では3,700円の差、第9階層では20,500円の差となっている。

対して、時間外保育料は上限2,000円となっている。

3. 保育料の額

本町の保育料は、全階層の平均は37,308円で県内全町村の平均39,941円より安い。本町の標準時間の平均は、42,967円、短時間は31,650円。県内平均は、標準時間40,483円、短時間39,451円となっており、標準時間は高く、短時間は安くなっている。

4. 問題点

- 標準時間と短時間の差が大きい
- 階層間で保育料が逆転しているところが複数ある
- 県内の市町村と比べ著しく安くなっている階層がある

5. 改定の基本的な考え方

- ア 近隣市町村、県内の平均を念頭に現在ある問題の解消を第一とする。
- イ 年代間の公平性・経済状況に鑑み、値上げ幅は3,000円以内とする。
- ウ 今回は先に短時間保育料を決定し、標準時間保育料を最大2,500円差で設定する。 ※階層が上がるにつれ傾斜的に差を広げる。
- エ 国基準の改定時に全体見直しを再度行う。

6. その他

今回の改定では、物価高騰や子育て世帯への経済的支援の観点から、価格高騰の影響分については本改定では考慮しないこととする。

なお、今後の物価高騰等により更なる改定等が必要な場合は、他市町村の動向により時期を見て検討することとする。